

京都大学	博士 (法 学)	氏名	今津 綾子
論文題目	将来の給付の訴えにおける審理と判決		
(論文内容の要旨)			
<p>ひとことで言えば、本論文は、将来の請求権を訴求する場合に生ずるさまざまな問題について、従来の学説を踏まえながら著者の見解を述べるものである(以上、Ⅰ)。</p> <p>本論文の問題意識は、次のとおりである。将来の給付の訴えのうち、給付請求権はすでに発生しているが履行期が未到来であり(①)又は条件が成就していない段階で提起されたもの(②)については、履行期又は条件に係る事実認定だけを後続の手續に繰り延べるという方法により現在の給付の訴えにおけると同様の審理を行うことができる。これに対して、給付請求権の発生それ自体がいまだ認められない段階で提起されたもの(③)については給付請求権の発生を「予測」という作業を必然的に伴うことになるが、この種の作業は現在の給付の訴え一般においては見られないものであるから、③の将来の給付の訴えにおける審理及び判決についてはこの特殊性に即した別の規律を用意しなければならない、と(以上、Ⅱ)。</p> <p>著者は、このような問題意識に基づいて、従来の判例・学説の検討を行った結果、既判力の存在を認めることによる法的安定性の確保と具体的事案における結果の妥当性との相克が存在することを指摘する。しかし、そもそも既判力によって目指された法的安定性が裁判所の判断の当否を論ずる可能性を封ずることを意味するものである以上、従来の議論が事後に実体的権利関係との乖離があるかどうかを吟味する機会を設けることを目指していること自体が矛盾をはらんでいるとの認識のもとに、あらゆる確定判決に既判力が生ずるという建前を捨て、将来の給付の訴えの性質に即した判決効を模索することを考える方向が提示される。</p> <p>その方向性の具体化に当たって、著者は、「予測」判断に着目する。そこでは、「予測」判断は一般的な事実認定における回顧的判断に比して基礎資料が脆弱であり、それゆえ判断内容が実体状態にそぐわない(ことが事後的に明らかになる)リスクが無視し得ない程度に存在すると指摘し、このような齟齬が生じたことを事後的に主張できるとすると、既判力に関する従前の理解と抵触するため、まずは確定判決に既判力が生ずるという前提理解が将来の給付の訴えにおいてもやはり妥当するものなのかを検討しなければならないと説かれている(以上、Ⅲ)。</p> <p>そして、確定判決の効力を問うためには、まず、判決の意味内容を明らかにしなければならない、判決の意味内容を正確に把握するにはさらにその前提として審理の過程で原告が何を求め、裁判所が何を判断したかを詳らかにしなければならないとの問題提起がされ、原告の申立てについて、主観的範囲(誰に対</p>			

して)、客観的範囲(何について)のほか時間的範囲(いつの時点で)をも不可欠の要素と捉え、それに対応する形で裁判所がする判断についてもこれらの3つの視点からその内容を把握すべきものであるとされている。このような観点から、将来の給付の訴えにおいては、原告が被告との関係における将来のある時点での給付請求権の存在について判断を求めるのに対し、裁判所がその存在を認めれば請求認容判決を、認めることができなければ請求棄却判決を下すことになる」と述べられている。言うまでもなく、ここで“給付請求権の存在”というのは、予測判断としてのそれを指している。

次に、このようにして把握される判決内容について、それが確定することが両当事者及び裁判所にとっていかなる意味を有するものであるかが考察されている。将来のある時点での給付請求権の存在を予測して下された請求認容判決に対して当該時点において給付請求権が生ずる見込みはない旨の主張をすることは、判決の意味内容を真向から否定するものであり、許されないとされる。これに対して、将来のある時点での給付請求権の存在が予測されて請求認容判決が下されたものの現実にはそれが生じなかった旨を主張することは、判決内容たる予測判断それ自体を攻撃するものではなく、回顧的判断に依拠するものであるから、すでに決着した争いの蒸し返しには当たらない。むしろ、それを封ずることは当事者(特に原告)が将来の給付の訴えという制度を利用する目的である“紛争の回避”を妨げるものになり、また、自己の訴訟追行の巧拙によらない結果の齟齬を当事者の引き受けるべき自己責任として語ることもできないから、結局のところ、将来の給付の訴えにおいて当事者間の権利関係について肯定又は否定の予測判断が先行することは事後に同一当事者による同一の権利関係に係る回顧的判断の主張を封ずることを正当化しないとされる。

以上の考察の結果、将来の給付の訴えにおける判決には一般に想定されるところの既判力を認めることはできず、原告の提示する権利関係が現実化するまで、あるいは現実化しないと確定するまでの間に限り両当事者及び裁判所を予測判断に拘束するといういわば暫定的な意義を見出すことができるにすぎない、との結論が導かれている(以上、Ⅳ)。

そして、Ⅴでは、上述の著者の見解が、具体的な設例において、どのような帰結を持たすかを説明し、Ⅵでは、自らの既判力論の特徴を他説との比較において明らかにするとともに、今後の研究の方向性が示されている。

(論文審査の結果の要旨)

不法行為を原因とする損害賠償を訴求する場合、侵害行為の継続、損害の発生など、将来に起きる事実についての予測判断が必要となることがある。このような将来予測を行って判決が下された後に、その予測が外れたことが明らかになる場合がある。他方、民事訴訟の確定判決は、判決対象である訴訟物に関する判断を再び争うことを許さない、という既判力を有している。その結果、予測判断が外れた場合において、そのことを主張して確定判決の見直しを求めることが、既判力によって妨げられるかどうか、という問題が生ずる。本論文は、主として将来における侵害行為の継続を見込んだ将来給付の訴えを念頭に置いて、この問題に検討を加えるものである。

本論文は、過去に一次的に生じた事実の存否を審理する通常の民事訴訟を前提として構築された既判力論を、上述の場合に持ち込むことには無理があると主張する。具体的には、予測判断が後になって外れた場合に、外れたという事実（これはその時点においては過去の事実である）を主張して、確定判決に対する異議申立てをする機会を奪うことは、当事者の審尋請求権を侵害することになるから、予測判断を含む確定判決は、予測が現実化するかどうか明らかになるまでの間、暫定的な既判力（予測判断の当否を争うことを封ずる）を有するに過ぎず、それが外れたことが明らかになった後に、外れたという事実の主張を封ずるものではない、というのが本論文の主たる主張である。

従来の学説においてこのような見解の萌芽は見られたものの、十分に言語化し、適合的な概念構成を行うとともに、それを解釈論的に基礎付ける作業を行ったのは、本論文が初めてである。このことは本論文の大きな功績であり、今後この問題を論ずる際に常に参照されるべき文献となることが見込まれる。

もっとも、本論文に問題がないわけではない。本論文の柱となる主張は、ドイツにおける回帰的給付判決の変更制度についての議論から示唆を受けたものであるが、このドイツの制度の検討は十分なものではない。また、そのことと関連するが、日本においても、定期金賠償を命ずる判決（将来予測を基礎とした将来の給付判決の一種）について、予測が外れた場合のための救済方法として、変更・取消しの訴えの制度が明文（民事訴訟法117条）で用意されているにもかかわらず、これについての検討も不十分なまま残されている。しかし、著者は、ドイツの回帰的給付判決の変更制度と日本の変更・取消しの訴えの比較検討を、次の課題として設定しているようであり、以上の2点は近い将来において解消されよう。最後に、将来予測を含む判決は、将来給付の性質を有する損害賠償を求める訴えに対する判決だけではな

い。本論文で提示された見解の射程がどこまで及ぶものなのか、今後検討していく必要がある。しかし、これらの点は前述の本論文の価値をいささかも損なうものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

なお、平成25年1月25日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。